



令和3年度「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」
来場者管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領



1 事業の目的

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」(以下「国体」という。)及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」(以下「大会」という。)の開催に向け、開・閉会式に来場する大会役員、招待者を始め、競技会の観覧者等多数の来場者を管理する業務の委託契約先を選考するため、来場者管理システムの構築、操作マニュアルの作成等に係る企画提案を募集する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和3年度「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」来場者管理業務委託
- (2) 業務内容 仕様書「令和3年度「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」来場者管理業務委託仕様書」及び別紙1～7のとおり
なお、国体・大会競技観覧者管理業務については、令和4年度の開発を想定しており、令和4年度予算の成立をもって実施を決定するため留意されたい。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4(2022)年3月31日まで
- (4) 委託料限度額 22,442,640円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
なお、令和3年度、令和4年度の参考見積額は審査項目の一つとして用いるものであり、参考見積額を契約金額とするものではない。
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(栃木県国体・障害者スポーツ大会局総務企画課 企画推進担当)
電話：028-623-3517 FAX：028-623-3527
電子メール：kokutai-kikakusuishin@pref.tochigi.lg.jp
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務委託のために結成された共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- イ 令和3(2021)年10月15日(金)から同年10月29日(金)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ウ 栃木県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

- ① 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続き開始の申立がなされた者及びその開始

決定がされているものでないこと。

② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

カ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。

キ 栃木県内に本社か支社（店）又は営業所を有すること。

ク プライバシーマークや、ISMS認証基準(ver2.0)、JISQ27001(ISO/IEC27001)など個人情報の適切な保護や、情報セキュリティに関する認証等を受けていること。

ケ 本プロポーザルに関して、下記(2)に定める共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体

ア 代表者は、栃木県内に本社、支社（店）、営業所等を有すること。ただし、栃木県内に本社、支社（店）、営業所等を有する者1社以上と連携し（再委託等）、委託業務を遂行する場合はこの限りではない。

イ 全ての構成員は、上記(1)ア～カに掲げる要件の全てを満たしていること。

ウ 上記(1)キ、クの要件をいずれかの構成員が満たしていること。

エ いずれの構成員も、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告）	令和3（2021）年10月15日（金）
イ 質問書の提出期限	令和3（2021）年10月22日（金）15時必着
ウ 質問に対する回答	令和3（2021）年10月27日（水）
エ 参加表明書の提出期限	令和3（2021）年10月29日（金）15時必着
オ 資格審査結果通知	令和3（2021）年11月4日（木）
カ 企画提案書の提出期限	令和3（2021）年11月12日（金）15時必着
キ プロポーザル選定委員会 （プレゼンテーション）	令和3（2021）年11月中旬
ク 審査結果の通知・公表	令和3（2021）年11月下旬

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和3（2021）年10月15日（金）～同年10月29日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所：2(5)の担当所属で配布するほか、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ホームページからダウンロードできる。

※URL (<https://www.tochigikokutai2022.jp/>)

(3) 質疑・回答

公募型プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式4）により電子メール又はFAXにより提出すること。

（電話での質問は受け付けない。）

ア 受付期間：公募開始日～令和3（2021）年10月22日（金）15時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和3（2021）年10月27日（水）

エ 回答方法：回答はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ホームページ（4(2)イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）、確認書（様式2）及びその他添付書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和3（2021）年10月29日（金）15時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

エ 辞 退：参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

(5) 資格審査結果通知書の送付

4(4)により提出された参加表明書等により資格審査を行い、全ての参加表明書提出者に対し令和3（2021）年11月4日（木）までに電子メールにより通知する。

(6) 企画提案書の提出

4(5)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、両大会の開・閉会式及び競技会の受付業務の特徴等を独自に研究し、内容及び課題等について十分に理解した上で、その業務の円滑な実施方法及び課題解決方法等を具体的に説明した下記の内容の企画提案書を作成・提出すること。

ア 書式（A4版で作成）

① 表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

② 企業概要・・・様式6

③ 業務委託共同企業体協定書〈共同企業体の場合〉（参考）・・・・・・・・・様式7

④ 委任状及び使用印鑑届〈共同企業体の場合〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8

⑤ 企業組織の業務実績・・・様式9

⑥ 配置予定技術者の経歴及び実績・・・様式10

⑦ 業務実施体制・・・様式11

⑧ 課題に対する提案書・・・様式任意

⑨ 概算見積書（参考）

・令和3年度（システム開発）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式12-1

・令和4年度（国体運用費）・・・様式12-2

・令和4年度（大会運用費）・・・様式12-3

- ・令和4年度（システム保守）・・・・・・・・・・・・・・様式12-4
- ・令和4年度（制作印刷費）・・・・・・・・・・・・・・様式12-5
- ・令和4年度（競技会分システム開発・運用費）・・・・・・・・・・様式任意

※競技会分の見積りについては、以下の表を参考にすること。

項目	算出方法	備考
受付機器	総価	1会場、受付1レーンごとの単価も示すこと。
入場券（電子・紙）	総価	電子・紙ごとに1件辺りの単価も示すこと。
保守・管理費	総価	競技会システムの保守・管理に別途費用が発生する場合に国体・大会別で示すこと。
その他運用費	総価	受付機器、入場券以外に運用費が発生する場合、国体・大会別で示すこと。

※企画にかかる条件・規模等については、仕様書等を参考とし、課題に対する提案書の作成にあたっては、別紙4「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会来場者管理業務企画提案書作成要領」を参照すること。

※企画提案書の枚数は、正式版は表紙を除き50枚以内とし、原則、A4用紙片面印刷とするが、必要に応じてA3用紙の使用も可とする。併せて、概要版としてA4用紙片面10枚以内に集約したものも提出すること。

- イ 提出期限：令和3（2021）年11月12日（金）15時まで
- ウ 提出場所：総務企画課企画推進担当（2（5））
- エ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
- オ 提出部数：紙媒体10部（正式版、概要版ともに正本1部・副本9部）
- カ その他：1参加者につき1案とする。

提出書類以外の説明資料等の使用は認めない。

企画提案書の作成にあたっては、開・閉会式や観覧者受付に関連して実行委員会が実施する各種業務と、来場者管理業務との連携により、実行委員会の業務負担が軽減される可能性のある提案について記載すること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者は、原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の能力を有する者を、実行委員会の了解を得た上で選任しなければならない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、企画提案書の選定以外の目的には、企画提案者に無断で使用しないものとする。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。なお、企画提案書に係る個人情報、一連の本件公募業務の実施にのみ利用する。
- エ 実行委員会は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- カ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にする。
- ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ケ 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- コ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙7「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会来場者管理業務委託審査基準表」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施日時、会場

令和3（2021）年11月中旬頃を予定しているが、詳細は企画提案者に別途通知する。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、WEB会議システムを活用したプレゼンテーションを実施する場合があります。

(3) 審査方法

審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、公募型プロポーザル選定委員会委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約相手方候補者の選定方法

ア 失格者（5(5)のいずれかの場合に該当する者）を除き、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。なお、金額も同額の場合には、選考委員会において決定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に係るプロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、審査結果の異議申し立

ては受け付けない。また、候補者の名称等（プレゼンテーション内容等は除く。）については、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ホームページで公表する。

7 契約手続

- (1) 候補者として選定された者といちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局（以下「県実行委員会」という。）との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、令和3年度実施分について県実行委員会と随意契約による委託契約を締結する。

なお、令和4年度の委託契約時には、令和3年度からの継続した業務委託を前提に委託業務内容を決定するが、業務実績に基づき、新たに協議を行った上、契約を締結するものとする。

したがって、令和4年度の契約については、約束されたものではなく、双方の条件が合致しなければ契約には至らない場合もあるので留意すること。

- (2) (1)により委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対する契約代金の支払いは、精算払いとする。
- (3) 候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるものとする。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、県実行委員会と協議し、当該協議が整った場合のみ実施することができる。
- (5) 受託者が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年度栃木県条例第3号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。
- (6) 契約の締結後において、県実行委員会の地位が継承された場合には、本契約の当事者の地位も継承されるものとする。
- (7) 契約書は受託者において作成すること。なお、契約書案は選定後示すこととする。

8 留意事項

- (1) 仕様書に示す大会規模等は、企画提案募集のための仮定条件であり、実際に委託する業務の範囲・規模は異なる場合がある。
- (2) また、企画提案書に示された業務計画は、あくまでも企業選定の基準とするものであり、実際の業務の進め方については、逐次実行委員会と協議して決定することとなるので、留意すること。
- (3) 候補者の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (4) その他、不明な点については、実行委員会に照会すること。